

第3次三笠市子ども読書活動推進計画



かるがもさんのおはなしまつり 2017

三 笠 市 教 育 委 員 会

はじめに

読書は、想像力、表現力を豊かなものにしてくれるだけでなく、人生をより深く生きるための力をつける知的活動の基礎となるものです。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条では、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けて行く上で欠くことができないものである」と読書活動が子どもの成長過程において有意義であることが記されています。

昨今の社会情勢をみますと、インターネット、ゲーム機やスマートフォンが急速に発達し、読書離れ、文字離れは否めないのが現実であります。

三笠市教育委員会では、子どもの読書活動を三笠市の子どもたちが豊かな人間性や確かな学力を身につけていただくことを目的として、この計画に基づいて子どもが読書に親しむ機会と環境を整備・充実するための方策に積極的に取り組んでまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、「第3次三笠市子どもの読書活動推進計画検討委員会」の委員の皆様から、貴重なご意見をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月



三笠市教育委員会

教育長 永田 徹

第3次三笠市子どもの読書活動推進計画目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1	計画策定の現状	
第2	基本の方針	2
1	子どもの自主的な読書活動の推進	
2	家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進	
3	子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実	
4	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	
第3	計画の期間	2
第2章	子どもの読書活動推進のための基本的な考え方	3
第1	子どもの読書活動推進のための方策	
1	家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	
2	家庭・地域・学校の連携・協力の推進	
3	読書活動への理解を深めるための啓発活動の推進	
4	読書活動推進のための関係機関・団体の役割	
第2	子どもの読書活動推進のための取り組み	3
1	家庭における子どもの読書活動の推進	3
2	学校における子どもの読書活動の推進	4
3	図書館における子どもの読書活動の推進	5
(1)	児童図書資料の充実と子どもに利用しやすい図書館づくり	5
(2)	学校図書館との連携	5
(3)	ボランティア・市民団体との連携	5
(4)	読書情報の提供	6
4	幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進	6
【資料】		
資料1	三笠市子ども読書アンケート	7
資料2	子どもの読書活動の推進に関する法律	11
資料3	三笠市子どもの読書活動推進計画検討委員会委員	13

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の現状

全国図書館協議会と毎日新聞社で2017年に実施した「第63回学校読書調査」によると、子どもの読書活動の傾向については、1か月に読む本の平均冊数は、小学生11.1冊、中学生は4.5冊、高校生は1.5冊になっています。

また、1か月に1冊も本を読まない「不読者」の割合は、小学生で5.6%、中学生は15%、高校生は50.4%と年齢が高くなるにつれ増加する傾向にあります。

本市が平成30年2月に実施した、「三笠市子ども読書アンケート」では、1か月に読む本の平均冊数は、小学生3.4冊、中学生は2.0冊で、「不読者」の割合は、小学生は16%、中学生は30%になっています。

読書の好き嫌いの問いには、「好き」「どちらかといえば好き」が小中学生とも84%にのぼり、読書を好意的にとらえています。

読書活動は、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布され、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、国及び地方公共団体は、「子どもの読書活動の推進についての計画」を策定・公表することとしており、本市は、平成19年3月に1次計画、平成25年3月に2次計画を策定し、このたび「第3次三笠市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

〔基本理念〕

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）

〔国の動向〕

国の子ども読書活動推進に関する施策の動向をまとめてみると、次のとおりです。

- ・平成11年 8月 平成12年を「子ども読書年」とすることを衆参両院で決議
- ・平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行
- ・平成14年 8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定
- ・平成20年 3月 「第2次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定
- ・平成25年 5月 「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定

第2 基本的方針

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは、必要であります。

子どもの発達段階に応じて本に親しみ、読書を楽しむ子どもの育成のため、国の基本計画を受け、本市の状況を踏まえた上で、次のことを基本方針として、子どもの読書活動の充実を図るものです。

1 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養い、多くの知識を得ることができます。

このため、子どもが読書に親しみ、進んで読書習慣を身につけていけるよう推進していくことが重要であります。

2 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組が必要です。

子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、関係機関・民間団体・事業者等が連携し、取組を推進していきます。

3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが重要です。

子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、そのための環境作りが必要です。

4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話などの話をきいたり、読書する大人の姿をみたりするなどして読書意欲を高めていきます。

子どもが自主的な読書習慣を身に付けていく上で、保護者、教員、保育士等子どもの身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことは重要です。

このことから、読書活動の意義や重要性について、広く普及・啓発を図るよう努めます。

第3 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

第2章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

第1 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもが、気軽に読書に親しみ、楽しむことが出来るよう、本との出会いや、興味・関心を持てる読書環境を推進します。

2 家庭・地域・学校の連携・協力の推進

子どもが読書を身近に感じるためには、家庭・地域・学校などが連携した取り組みを実施することで、子どもの読書活動を推進します。

3 読書活動への理解を深めるための啓発活動の推進

子どもが積極的に読書を行うためには、子どもの読書への理解や関心が必要であり、そのために保護者が読書の重要性を理解するための啓発を推進します。

4 読書活動推進のための関係機関・団体の役割

いつでも、どこでも、子どもが読書を行えるために、関係機関や団体、ボランティアと連携し、子どもの読書活動の推進に取り組みます。



第2 子どもの読書活動推進のための取り組み

1 家庭における子どもの読書活動の推進

多くの家族は、少子高齢化時代を背景に、核家族化が進んでおり、両親が共働きなどにより、勤務時間が不規則であるなど、子どもと家庭で過ごす時間が少なくなってきました。

また、社会情勢を見ますと、インターネットやスマートフォン、タブレット端末が急速に発達し、読書離れ、文字離れは否めないのが現実であります。

家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけづくりが求められています。

◆ 【具体的な取組】

- ・図書館行事やおはなしの会への参加を啓発します。
- ・「家読」推進のため、蔵書の整備に努めます。
- ・ふれあい健康センターでの検診時等を活用し、乳幼児や保護者に「絵本の紹介」や、「読み聞かせ」を実施します。

※家読：「家庭読書」の略で、「うちどく」と読む。家族と一緒に読書し、感想を話し合うことにより、コミュニケーションが深まるとされている。

2 学校における子どもの読書活動の推進

平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第5号）が新たに規定されました。

小学生から、中学・高校生に年齢が上がるにつれ、不読者の割合が増加する傾向を改善し、子どもたちの読解力向上が課題となっています。

学校図書館の果たす役割は、学習活動のための図書や資料などの充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成する上でも極めて大きいものです。

◆ 【具体的な取組】

- ・「朝読」の実施に努め、学校での読み聞かせを行います。
- ・新入学児童に図書カードのプレゼントを実施します。
- ・学校図書館の蔵書を充実させ、「朝読」や子供たちが学習するために必要な図書の整備を行います。

※「朝読」：「あさどく」と読む。朝の読書は小・中・高等学校において、読書を習慣づける目的で始業時前に15分程度読書の時間を設ける。

3 図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 児童図書資料の充実と子どもに利用しやすい図書館づくり

図書館は、住民や地域の要望を踏まえ、豊富で多様な図書館資料を整備することが必要であります。

子どもの読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる環境をつくることが求められています。

学校と連携し、「朝読」用図書の貸出や児童・生徒が来館しての学習、図書館主催の特別企画の事業として1日司書体験・読み聞かせや工作などの実施に努めます。

◆ 【具体的な取組】

- ・「子ども読書の日」の事業を実施します。
- ・管内の図書館や道立図書館などと連携による相互貸借に努めます。
- ・赤ちゃんが本に親しむ機会をつくり、親子の読み聞かせによる読書習慣づくりを進めるため、4か月児に「ブススタート」を実施します。
- ・放課後児童クラブ、保育所、小中学校などに貸出文庫を実施します。
- ・子どもの求める本を購入し、児童室の充実に努めます。

(2) 学校図書館との連携

学校図書館と連携をとり、ボランティアなどの協力を得て、学校訪問や、貸出し事業を積極的に行い、読書活動の推進に努めていきます。



◆ 【具体的な取組】

- ・図書館から学校への貸出文庫の充実を図ります。
- ・夏、冬休みに特別企画を実施し、一日司書体験・読み聞かせや工作を実施します。
- ・道立図書館と連携し、学校ブックフェスティバルなど、市町村支援事業を実施します。

(3) ボランティア・市民団体との連携

・「絵本の読み聞かせ」や、「おはなしの会」など図書館職員が、ボランティアの協力を得て、実施します。

◆ 【具体的な取組】

- ・ボランティアの活動場所を確保します。
- ・ボランティア、市民団体などと連携を図り、年間行事として「おはなしの会」や「かるがもさんのおはなしまつり」などの読み聞かせを実施します。

(4) 読書情報の提供

児童とその保護者を対象に、図書館にある本の紹介に努めます。

◆ 【具体的な取組】

- ・道立図書館の協力などにより、秋の読書週間に、事業を実施します。
- ・市民からの寄贈や図書館で除籍した児童書、絵本などを、リサイクル文庫として市民に還元します。

4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

幼児期は、情操教育を行う中で、好奇心や探究心を高め発達を促す上で、多くの絵本や図鑑などに出会える環境づくりが必要です。

また、保護者には絵本や図鑑など本の大切さを認識し、日頃から読み聞かせなどを行うことが求められております。

◆ 【具体的な取組】

- ・図書コーナーの充実を図ります。
- ・読み聞かせや読書指導の方法等の研修会に、積極的に参加するよう努めます。
- ・幼児を対象として、絵本の紹介や、読み聞かせの機会をつくり本とのふれあいを大切にするよう努めます。
- ・ボランティアの協力により、幼稚園で読み聞かせを行います。

【資料 1】

三笠市こども読書アンケート

○ 実施日 平成30年2月

○ 対象児童・生徒数

小学生 294人 回答者 260人 回答率88.4%

中学生 150人 回答者 139人 回答率92.7%

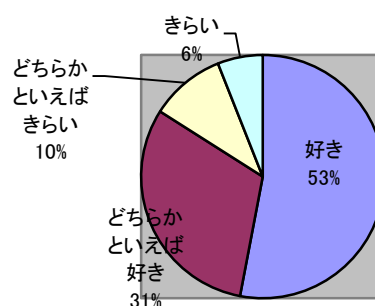
Q1 あなたは、ふだんの生活でどのように時間を過ごすことが多いですか？＜複数回答＞
＜小中学生＞

項目	小学生		中学生	
	回答数	構成比	回答数	構成比
テレビ・DVDを見る	174人	67%	97人	70%
ゲームで遊ぶ	169人	65%	80人	58%
スマートフォンをする	91人	35%	102人	73%
部活動をする	8人	3%	61人	44%
少年団活動をする	90人	35%	17人	12%
家族と過ごす	159人	61%	79人	57%
塾へ行く	11人	4%	28人	20%
習い事へ行く	102人	39%	23人	16%
読書をする	102人	39%	44人	32%
友達と遊ぶ	120人	46%	55人	40%
その他	29人	11%	6人	4%
計	1,055人	405%	592人	426%

Q2 あなたは本を読むのが好きですか？

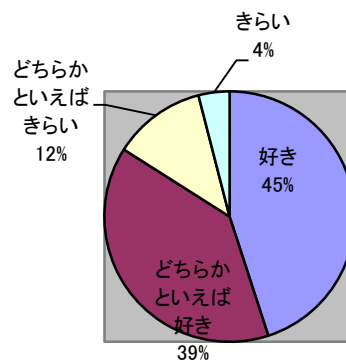
＜小学生＞

項目	回答数	構成比
好き	138人	53%
どちらかといえば好き	82人	31%
どちらかといえば嫌い	25人	10%
嫌い	15人	6%
計	260人	100%



<中学生>

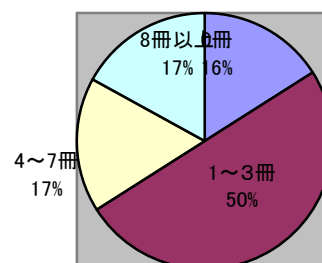
項目	回答数	構成比
好き	63人	45%
どちらかといえば好き	54人	39%
どちらかといえばきらい	16人	12%
きらい	6人	4%
計	139人	100%



Q3 あなたは、ひと月に平均、マンガ以外の本をどれくらい読みますか？

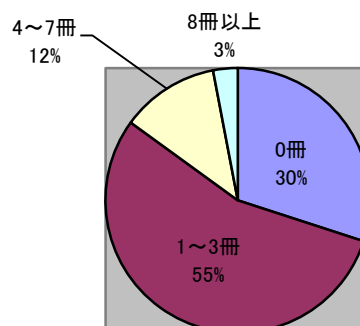
<小学生>

項目	回答数	構成比
8冊以上	43人	17%
4～7冊	45人	17%
1～3冊	130人	50%
0冊	42人	16%
計	260人	100%



<中学生>

項目	回答数	構成比
8冊以上	4人	3%
4～7冊	16人	12%
1～3冊	77人	55%
0冊	42人	30%
計	139人	100%



Q4-1 本をほとんど読まないのはどうしてですか？

<小学生>

項目	回答数	構成比	主な理由
本を読む時間がない	5人	2%	
本よりおもしろいものがある	10人	4%	
読みたい本がない	27人	10%	
その他	4人	2%	文字が多いから、絵がないから
計	46人	18%	

<中学生>

項 目	回答数	構成比	主 な 理 由
本を読む時間がない	12 人	9%	
本よりおもしろいものがある	9 人	6%	
読みたい本がない	17 人	12%	
その他	8 人	6%	マンガしか読まないから
計	46 人	33%	

Q 4-2 本を読むのはどうしてですか？<複数回答>

<小学生>

項 目	回答数	構成比	主 な 理 由
おもしろい（楽しい）から	166 人	64%	
ためになるから	69 人	27%	
ともだちも読むから	23 人	9%	
親や先生が読めというから	14 人	5%	
調べ物をするから	53 人	20%	
その他	5 人	2%	癒されるから、暇だから
計	330 人	127%	

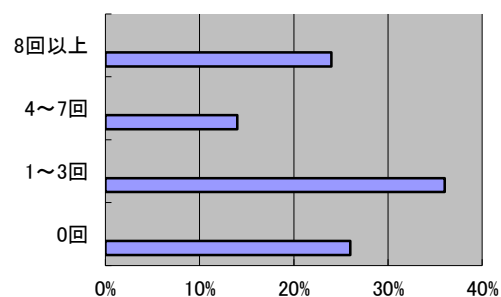
<中学生>

項 目	回答数	構成比	主 な 理 由
おもしろい（楽しい）から	79 人	57%	
ためになるから	23 人	17%	
ともだちも読むから	2 人	1%	
親や先生が読めというから	6 人	4%	
調べ物をするから	3 人	2%	
その他	4 人	3%	読解力がつくから、なんとなく
計	117 人	84%	

Q 5 あなたはひと月に平均、何回ぐらい学校の図書館に行きますか？

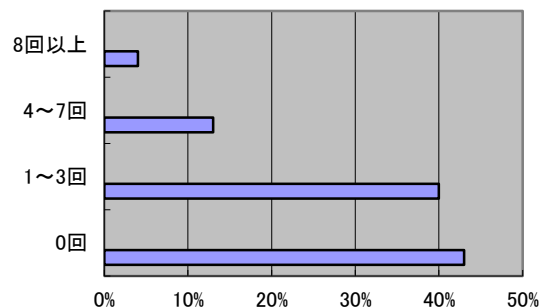
<小学生>

項 目	回答数	構成比
8回以上	65 人	25%
4～7回	37 人	15%
1～3回	96 人	37%
0回	59 人	23%
計	257 人	100%



<中学生>

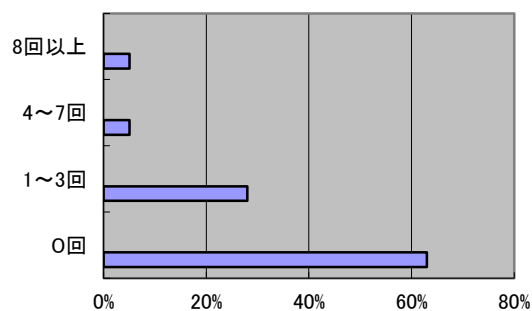
項目	回答数	構成比
8回以上	5人	4%
4～7回	18人	13%
1～3回	52人	38%
0回	61人	45%
計	136人	100%



Q6 あなたはひと月に平均、何回ぐらい市立図書館に行きますか？

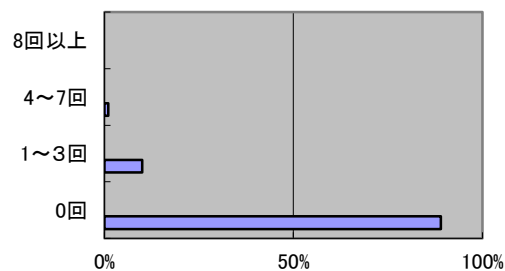
<小学生>

項目	回答数	構成比
8回以上	14人	5%
4～7回	11人	4%
1～3回	68人	27%
0回	163人	64%
計	221人	100%



<中学生>

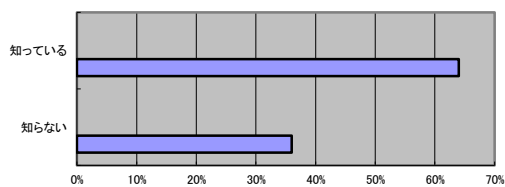
項目	回答数	構成比
8回以上	0人	0%
4～7回	1人	1%
1～3回	14人	10%
0回	122人	89%
計	137人	100%



Q7 あなたは、市立図書館の行事（「おはなしの会」や「おはなしまつり」「司書体験」）があることを知っていますか？

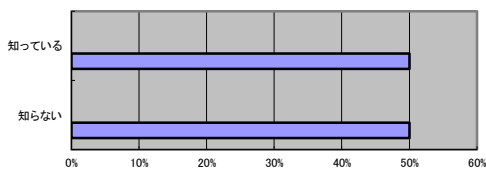
<小学生>

項目	回答数	構成比
知っている	163人	64%
知らない	91人	36%
計	254人	100%



<中学生>

項目	回答数	構成比
知っている	68人	50%
知らない	69人	50%
計	137人	100%



【 資 料 2】

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当っては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化

その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【 資 料 3】

三笠市子どもの読書活動推進計画検討委員会委員

氏 名	推 薦 団 体 名
松 井 牧 子	三笠市教育研究所
本 間 誠	三笠市社会教育委員
佐 川 昌 子	三笠市立三笠小学校
金 子 美 和	三笠市立岡山小学校
熊 谷 美 澄	三笠市立三笠中学校
太 田 富 貴 子	三笠市立萱野中学校
滝 沢 幸 枝	ぐりとぐら
森 川 浩 子	児童館・放課後児童クラブ

三笠市立図書館職員

職 名	氏 名
図 書 館 館 長	遠 藤 朋 広
図 書 係 長	北 光 之

第3次三笠市子どもの読書活動推進計画

発行年月日 平成30年3月

発行者 三笠市立図書館

編集者 三笠市立図書館

〒068-2193

三笠市若草町404番地

電話 01267-2-3514

FAX 01267-2-6238